広報家畜衛生

令和元年5月20日 発行 徳島県家畜防疫衛生センター 徳島家畜保健衛生 所 〒770-0045 徳島市南庄町5丁目 TEL 088-631-8950 FAX 088-631-8938 阿南支所 〒774-0013 阿南市日開野町谷田 TEL 0884-22-0304 FAX 0884-22-2225

ごあいさつ

所長 東城 孝良

令和元年度当初にあたり一言ご挨拶を申し上げます。 畜産農家の皆様方におかれましては、日頃から本県の家畜衛生並びに畜産振興施策 推進のため、特段のご理解・ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、畜産を取り巻く情勢は、畜産経営における担い手不足や高齢化、飼料や生産 資材価格の高止まりに加え、肥育素牛や乳用初妊牛価格の高騰等により、畜産経営は 非常に厳しい状況が続いています。

国際情勢に目を向けてみますと、牛肉や豚肉などの関税が「TPP11」、「日EU・EPA」の発効により大幅に削減される等、非常に厳しい状況に置かれています。

また、家畜衛生面においては、中国においてアフリカ豚コレラが全土に蔓延し、ベトナムなどの隣国においても発生する等猛威を振るっています。加えて、中国からの旅行者の手荷物の肉製品から同ウイルスが確認される等我が国においても、予断を許さない状況が続いております。

一方,国内においては、昨年9月岐阜県において国内26年振りとなる豚コレラが発生し、懸命の防疫措置にもかかわらず5月17日現在において、岐阜・愛知県合わせて23件の発生を確認しております。皆様方におかれましては、豚の移動における衛生状況の確認は勿論のこと、飼養衛生管理基準の遵守に努めていただくとともに、異常が認められる場合には早期の通報をお願いいたします。

今年度,当所における大きく変わる事項として,5点皆様にお知らせがございます。1 徳島家畜保健衛生所の管轄区域が変更になりました。(小松島市,勝浦町,上勝町が本所管内になりました。)2繁殖用肉牛ヨーネ病の検査が開始されます。3「徳島県和牛遺伝資源の流通管理の適正化に関する実施要綱」により新たな届出等が必要になりました。4死亡牛のBSE検査対象月齢が96ヵ月齢以上に変更になりました。5「県畜産関係手数料条例」の改正により、様々な検査手数料等が改正になりました。

当所といたしましても、当所のもつ機能を充分に発揮し、家畜伝染病に対する「危機管理体制の強化」はもとより、5年後、10年後を見据えた、足腰の強い「もうかる畜産業の確立」に向け、皆様方のお役に少しでも立つことができるよう家畜衛生業務をはじめ、畜産振興業務の推進に積極的に取り組んで参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

第1 当所管内における市町村別の家畜飼養状況

家畜別	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏		肉用鶏	
市町村別	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	羽数 (千羽)	戸数	羽数 (千羽)
徳島市	10	476	6	721	_		5	66.6	2	38.0
鳴門市	2	105	7	6,032	ı	1	2	52.5	З	74.0
小松島市	Χ	Χ	5	295	Χ	Χ	Χ	Χ	3	34.4
阿南市	l	1	13	1,894	l	1	თ	68.3	4	67.3
勝浦町	l	l	5	959	Χ	Χ	Χ	Χ	7	112.7
上勝町	l	1	l		Χ	Χ	1	1	6	101.5
佐那河内村	l	1	Χ	Χ	l	1	Χ	Χ	თ	50.0
神山町	ω	54	-	_	-	1	2	13.5	7	236.1
那賀町	Χ	Χ	3	175	_	1	4	56.0	-	_
美波町	Χ	Χ	Χ	Χ	Χ	Х	_		6	113.9
牟 岐 町	-	-	_	_	_		_		_	_
海陽町	l	1	l		l	1	1	1	5	220.6
松茂町	Χ	Χ	l		l	1	1	1	l	_
北島町	-	-	_	_	_	-	_		_	_
藍住町	4	128	_	_	_	1	_	1	-	_
板野町	Χ	Х	7	872	_	_	-	_	2	75.1
計	24	1,682	48	11,004	4	3,009	19	285.2	48	1,123.6
県 計	103	4,579	158	22,017	22	35,501	39	1,009.0	185	4,565.0
県計に占める 割合 (%)	23.3	36.7	30.4	50.0	18.2	8.5	48.7	28.3	25.9	24.6

- ※1 市町村別戸数・頭羽数は平成30年2月1日現在の家保調べ。
 - 2 採卵鶏に種鶏, 肉用鶏に阿波尾鶏を含む。
 - 3 「X」は、個人情報の保護のため統計数値を公表しないもの。



管内の畜産農家数は143戸で県内(507戸)の28.2%ですが、肉用牛飼養頭数においては11,004頭と県内(22,017頭)の50.0%を占めており、本県肉用牛生産の中枢を担っています。

また、南部地域には「阿波尾鶏」生産のための種鶏場、農場、処理場などの関連施設が集中しており、その出荷羽数は120万5千羽です。

第2 当所の事業概要について

1 家畜伝染病予防事業

家畜伝染病の発生予防・予察に関する検査を実施します。

牛・・・ブルセラ病, 結核病, ヨーネ病, アカバネ病, チュウザン病, アイノウイルス感染症, イバラキ病, 牛流行熱, 牛白血病, ブルータング, 牛ウイルス性下痢・粘膜病(BVD-MD)

豚・・・オーエスキー病, 豚丹毒, 豚繁殖・呼吸障害症候群, 豚コレラ, 豚流行性下痢 (PED)

鶏・・・ニューカッスル病,家きんサルモネラ感染症,マイコプラズマ病, 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ,伝染性ファブリキウス嚢病, 鶏伝染性気管支炎

馬•••馬伝染性貧血

蜜蜂••腐蛆病

2 慢性疾病等生産性阻害疾病低減事業

生産性を阻害する慢性疾病の対策・指導を行います。

農場での疾病状況を把握し、飼養管理技術、適切な投薬・ワクチネーションなど 基本的な衛生意識の啓蒙を行い、生産性の向上と安全・安心な畜産物の生産を目指します。

3 畜産バイオマス利活用推進事業

畜産農家を巡回し糞尿処理や畜舎環境に関する調査や指導を行います。

家畜排せつ物を適正に管理し、農作物や飼料作物の生産に活かせる地域循環型畜産を推進しています。

4 動物用医薬品適正指導事業

動物用医薬品等の適正な流通を確保するため、関係法令に基づき動物用医薬品販売店舗を巡回し監視、指導します。

畜産物への抗生物質残留防止と適正使用について動物用医薬品を使用する診療獣医師,畜 産農家についても調査、啓発指導を行っています。

5 病性鑑定事業

「ウイルス・細菌・病理・生化学」の4部門で病性鑑定を実施し、総合的に判断し 感染症及び各種疾病の早期診断を行っています。

家畜伝染病予防事業と連携した疾病の発生予察を行い,媒介昆虫の活動する夏前に生まれた子牛(抗体陰性牛)の血清を用いて,アカバネ病,アイノウイルス感染症,チュウザン病,イバラキ病及び牛流行熱の抗体調査を実施しています。

また高病原性鳥インフルエンザの発生予察のため,毎月モニタリング調査を行い,県内状況の監視に努めています。

6 牛海綿状脳症検査事業

牛海綿状脳症(BSE)対策特別措置法により死亡牛のBSE検査を行っています。なお、 平成31年4月1日から検査対象が次のように変わりました。

対象: ①96か月齢以上の死亡牛

- ②48か月齢以上の起立不能を示す死亡牛
- ③全月齢のBSEを疑う症状のある死亡牛

※昨年度の検査頭数は166頭でした。(H29:160頭)

7 腕山放牧場運営事業

腕山放牧場の入牧牛に対し、放牧期間中に定期的な衛生検査を実施しています。

今年度の入牧は5月2.9日の予定です。ご希望の酪農家の方は、除角、ワクチン接種、青草に慣れさせる等を事前に準備され、入牧前衛生検査を受けてください。

8 家畜改良総合対策推進事業

乳牛及び和牛の家畜改良増殖を目的とし,受精卵に関する家畜改良情報及び受精卵移植技術を提供しています。

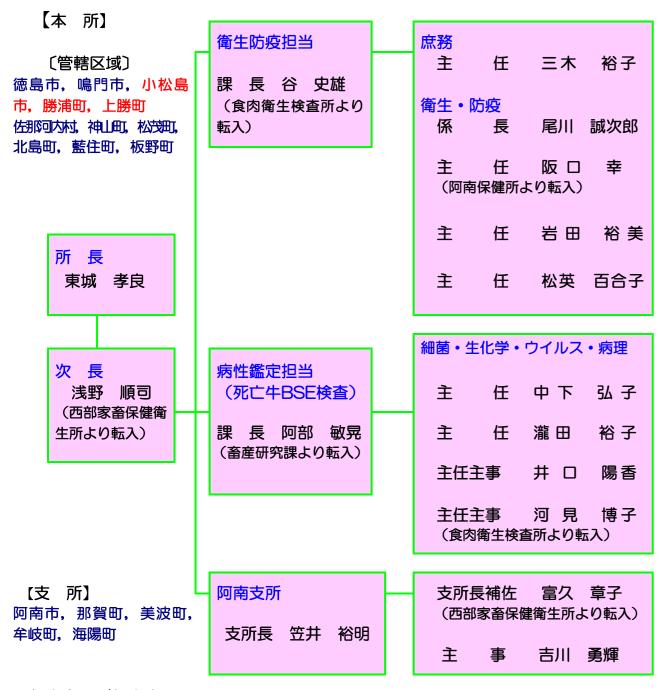
また,人工授精ならびに牛受精卵移植免許を取得されている技術者のフォローアップを行っています。

第3 その他,年間計画について

- 1 市町村畜産担当者会議を6月に予定しています。 伝染病発生時における市町村とのスムーズな連携体制の構築をはじめ、畜産振興・環境 問題への対応等、市町村の役割を説明します。
- 2 夏期には、兵庫県淡路家畜保健衛生所と県境防疫会議を行います。 両県の間には、家畜及び畜産物の広域流通があることから、県境をまたいだ防疫に 関する協議を行います。
- 3 秋期には東部農林水産局、南部総合県民局等関係機関と連携して、高病原性鳥インフルエンザに係る防疫演習を予定しています。
- この防疫演習では危機管理体制の再確認を行い, 万が一, 発生した場合には, 迅速かつ 的確な防疫対応を行います。
- 4 高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫、アフリカ豚コレラ等の発生を防ぐため「飼養衛生管理基準の遵守」に努めてください。例年どおり、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認のため農場への立入を行います。

第4 職員紹介

徳島家畜保健衛生所の組織及び職員構成



〇転出者及び転出先

鴻野 文男 畜産振興課 課長

松尾 功治 畜産研究課 統括研究員

小倉 朋和 西部家畜保健衛生所 東みよし庁舎 次長 林 宏美 畜産振興課 振興・成長戦略担当 係長

山本 由美子 畜産振興課 企画衛生担当 係長

三宅 秀隆 農林水産省

※管轄区域の変更について

令和元年度から, 小松島市・勝浦町・上勝町が徳島本所管内になりました。

第5 さいごに

国内で豚コレラ,近隣諸国で口蹄疫やアフリカ豚コレラ,高病原性鳥インフルエンザが発生しています。引き続き飼養衛生管理基準の遵守に努めてください。

1. 異常家畜の早期発見、早期通報にご留意ください。 日常の健康観察を徹底し、家畜伝染病を疑う症状があれば、 直ちに通報してください。

<連絡先> 徳島家畜保健衛生所 088-631-8950 阿南支所 0884-22-0304

家畜保健衛生所は、休日・夜間も24時間対応しております。

- 2. 野鳥や小動物の畜舎等への侵入を防止しましょう
- 3. 農場の出入り口・周辺での消毒を徹底してください。
- 4. 農場に出入りする人・車両の記録をしましょう。
- 5. 当所からの広報など疾病関係情報の収集に努めてください。
- 6. 口蹄疫等発生地域への渡航は可能な限り自粛をお願いします。

関係者全員が協力し、本県では 「発生させない。持ち込ませない。」 ために、日々の衛生管理に努めましょう!